

決算特別委員会会議録（第2号）

○会 議 月 日 平成30年9月5日（水曜日）

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

○出 席 委 員（7名）

委 員 長	木 村	修 君		
副 委 員 長	柿 崎	裕 二 君		
委 員	小 鹿	重 一 君	森	弘 美 君
	坂 本	豊 君	吉 田	勉 君
	藤 田	修 一 君		

○欠 席 委 員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長	久 慈	修 一 君
副	村 長	工 藤	洋 一 君
教 育	長	吉 崎	博 君
会 計 管 理 者		佐 井	邦 彦 君
総 務 課 長		小 松	生 佳 君
税 務 課 長		川 崎	幸 治 君
住 民 課 長		大 川	誠 治 君
健 康 福 祉 課 長		高 田	一 憲 君
教 育 課 長		三 上	あけみ 君
産 業 振 興 課 長		佐 藤	一 仁 君
建 設 課 長		木 村	伸 一 君
代 表 監 査 委 員		武 井	昭 夫 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	中 川 悟 君
議会事務局 主幹	坂 本 ゆかり 君

○会議に付した事件

1. 議案第29号 平成29年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
2. 議案第30号 平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
3. 議案第31号 平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
4. 議案第32号 平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
5. 議案第33号 平成29年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
6. 議案第34号 平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
8. 議案第35号 平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

○議事の経過概要

午前9時39分 開会

○木村委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第29号平成29年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、29ページまでの歳入全般について質疑を行います。質問ありませんか。5番坂本委員。

○坂本委員 おはようございます。2ページ、住民税の滞納額が約880万円、固定資産税

も676万円とありますが、滞納率は4.2%で42件ほど過年度分の合計が、監査委員の報告では115件に上がっています。同じ世帯が数年にわたり滞納しているという実態を示していると思います。それに対して、村民の貧困化が進んでいるのではないか。これについての対策はどのようにするのか。まずお伺いをいたします。

○木村委員長 税務課長。

○川崎税務課長 村民税の5年分の115件について、大体同じ方が5年ぐらい滞納しているわけですが、その方たちとは納税相談などして、毎月月割しながら納めてもらっているわけですが、それでも追いつけない現状であります。

今後徴収に対しては、いろいろと策を練りながら徴収していきたいと思います。

○木村委員長 5番坂本委員。

○坂本委員 固定資産税については252件にも上がっています。この滞納率が1.2%というふうに監査委員の報告であるわけですが、1.2%に対して252件という数字はどのように捉えればいいのか、ちょっとお伺いいたします。

○木村委員長 税務課長。

○川崎税務課長 この1.2%、確かに徴収率では1.2%の滞納ということなのですが、今回徴収率が伸びたわけですが、その背景には、鉄道運輸機構さんの現年度分の5,000万円強の納税があったことにより、かなりの徴収率の伸びでありました。固定資産のこの252件、大体前年あるいは前々年、似ている数字になっておりますが、例えば国保税と、あるいは村民税、固定資産税、同じメンバーの人がいるわけですが、その中で、例えば国保税の目標93%に向かってやるときに、その国保税を優先とか、そういうのをしております。

今回この固定資産税現年分で75件、滞納繰り越し分で177件、トータルで252件なので、これについても今後、固定資産税、村税全般ですが、徴収のほうを頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。5番坂本委員。

○坂本委員 次に、13ページのコミュニティバスの件についてお聞きいたしますけれども、コミュニティバスの利用者数というのは幾らくらいあって、たしか75歳以上は無料というふうになっていると思いますけれども、これを70歳以上でもよいのではないかと思うわけですが、これについて村長の見解がありましたら、お伺いをいたします。

○木村委員長 総務課長。

○小松総務課長 コミュニティバスの利用者数に関しては、ちょっと今手元に資料がございませんので、人数等はちょっとわかりませんが、もともと本当の初めは、村内であったバスの路線がなくなったのを、なくなるを防ぐために村で始めたわけですが、本来の趣旨でいくと、やはりそれなりの負担をしてもらうという基本であると思います。

ただし、何年前からは、その75歳以上の高齢者に対しては便宜を図るためにゼロ円、ただにしたという経緯がありますけれども、ただ、その年齢を引き下げるとか、そこら辺はもうちょっと人数と、それから経費等のバランスを考えながらやらないといけないと思います。やはり運行するには経費がかかっておりますので、その分はやはりそれ相応の負担をしてもらうというのが基本だと思いますので、まだその75歳から70歳に引き下げということは、今のところは考えておりません。以上です。

○木村委員長 5番坂本委員。

○坂本委員 経費はかかりますけれども、この利用料の24万6,000円に対しては、バスの車検代にもならないほどの金額で、パートの運転手の賃金等を入れますと、もうほとんど全て無料に近いような運行をしているわけです。ですから75歳という区切りが、どういう根拠があるのか。同じ老人であっても、70歳からやっても、75歳から無料にしても、金額的には大して変わらないわけでありますので、その辺を考えて経費を利用料で挽回するということにはならないと思いますが、その75歳、70歳の根拠というのはどこから来ているのか。私は曖昧だと思いますので、その何か明確な基準というのがあるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○木村委員長 総務課長。

○小松総務課長 その75歳以上の無料化の時点で、私はちょっと今の担当ではありませんでしたので、経緯はこれわかりませんが、多分考えられる1つのパターンとしては、75歳以上ということは後期高齢者の方というのが、多分1つの区切りだと思いますので、それが基準になって75歳からの無料化ということであろうかと思われま。

それから、その24万6,000円しか入っていないからただにしても同じじゃないかという話ですが、それはそれとして、やはりただというのは余り好ましくないと思いますので、それ相応分の負担はやはり少ない金額でも取るのが筋だと思いますので、やはりこれは一定の線を引いて、取る人と取らない人の分はやはり必要だと思います。以上です。

- 木村委員長 ほかに質問ありませんか。1番小鹿委員。
- 小鹿委員 同じく13ページの3目土木使用料の住宅使用料滞納繰越分ということで、337万7,700円とあるわけですが、これの、どこの住宅なのか、あるいは何人なのか、どれくらい滞納しているのかということをお知らせ願います。
- 木村委員長 建設課長。
- 木村建設課長 この滞納分については、宮本団地になります。件数的には4件ということで、4名の方、4世帯の方が、三百何万ですが、4件の方、世帯の方が滞納しているという状況です。以上です。
- 木村委員長 1番小鹿委員。
- 小鹿委員 4件にしてみると、金額がかなり大きいなということになるのだけれども、回収の見通しというのはいかがなものですか。
- 木村委員長 建設課長。
- 木村建設課長 この方々とは毎月分納で現年分を含めて納めてはいただいているのですが、現状的に家庭の事情とかありまして、追いつけない状況で滞納がたまっていると。全く払っていない方ではないというところですよ。以上です。
- 木村委員長 ほかに質問ありませんか。5番坂本委員。
- 坂本委員 23ページの第三セクターの1,300万円、償還金収入に関連してですが、この議会最終日の7日にアシストの決算報告があると聞いています。収支状況というのは、アシストの収支状況というのはどのようになっているのか。答弁をお願いしたいと思います。
- 木村委員長 村長。
- 久慈村長 アシストの収支状況についてどのようになっているかということでございますけれども、今回は決算の状況です。決算の審議ですので、その中でお答えするには、ちょっと時間がかかり過ぎるということで、7日が終わってからそれを説明しようということにしております。
- 資料は私、全然そこを考えていませんでしたので、資料を持ってきませんでしたけれども、いずれにしても、この1,300万円につきましては、アシストのいわゆる指定管理委託料の見直しをしながらやったのでございますけれども、この時点では、皆さんご存じのとおり、指定管理料の見直しはしていない時点でございましたので、いわゆる村の第三セクターの貸付金を使って資金繰りを調整したという中身であります。

詳しく、もし説明をということになれば、ちょっと休会しながらこのアシストの説明を先にしないといけないというふうに思いますけれども、その辺については、ちょっと今の特別委員会の中では少し無理があるかなというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○木村委員長 坂本委員。

○坂本委員 無理があるのはわかるわけですが、本来であれば、9月議会の前にアシストの決算報告をしていただければ、問題点をこの9月議会で質問なりできたわけですが、議会が終わってしまってから幾ら説明を受けたとしても、それは議会に反映できないわけですね。ただ聞くだけというふうになってしまいます。報告を受ければそれでいいのかもわかりませんが、この問題はちょっと深刻なので、一応状況がどのぐらいなのか事前にお聞きしたかったわけですが、そういうことであります。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 ないようですので、次に歳出に入ります。

議会費、総務費で27ページから45ページまでの質疑を行います。5番坂本委員。

○坂本委員 31ページをお願いします。

この中に、下段の2目の財政管理費の中に、新公会計と読むんですかね、新公会計システムというふうにあるわけですが、これは前にちょっと聞いたのですが、帳簿が単式簿記から複式簿記になるというふうに聞いているわけですが、これはこの導入委託料なので、本村でもこの複式簿記になる新公会計システムですか、これをやる予定があるのか。やるとすればいつごろからやるのかについてお伺いをいたします。

○木村委員長 総務課長。

○小松総務課長 これという新公会計システムというくりですけども、これは役場の会計システムが変わるわけではございません。連結決算等の書類を作成するために、その新公会計システムというのを別建てで導入するということになっていますので、役場自体の会計が今すぐ変わるということではありませんので、それとは別物です。ということです。

○木村委員長 5番坂本委員。

○坂本委員 よくわからないので、何か単式簿記から複式簿記の会計に役場というか、市役所とか、それががらっと変わってしまうのかなというふうに捉えていたのですが、こ

れは全く関係なくて、今までの単式でそのまま村もずっと続けるということによろしいのですか。

○木村委員長 総務課長。

○小松総務課長 まだその部分には達していませんので、その手前の関係がある部分だけは、その新公会計でやるということになって、一部分だけは導入していると。いずれその複式簿記の会計に変わるわけですけれども、まだその前に、先に手をかけなければいけないところを、この新公会計システムで単独で導入をしているということで、いずれは役場の会計も複式のほうに切りかえをするようになるということにはなります。

○木村委員長 5番坂本委員。

○坂本委員 それでは、計画としてはいつごろからなるのか。その辺はまだ定かではないのでしょうか。

○木村委員長 総務課長。

○小松総務課長 まだちょっと、時期的には未定であります。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。5番坂本委員。

○坂本委員 次に、37ページの除雪機の件なのですけれども、中沢地区にも除雪機が1台役場から設置されてあるわけですが、この使用実績というのはどのようになっているのか。会計報告とかあるはずなので、その辺きちっとうまく利用されているのかについてお伺いをいたします。

○木村委員長 総務課長。

○小松総務課長 お答えいたします。

日誌等、精算時で全部役場のほうに提出をしてもらっておりまして、今つかんでいる部分でいくと、金額だけですけれども、それでよろしければ今ちょっと。全体で237万4,200円の自治会のほうに補助金、支払いしているわけですけれども、そのうちの180万円に関しては、一般的には毎年支払いしているものであります。残り57万4,200円ということで、除雪費用としての金額をお支払いしております。

最初の申請時は59万5,000円弱でしたけれども、実際精算をした段階で57万4,200円になったということで、一番多いところで瀬辺地の10万8,000円ほど、それから少ないところでいくと阿弥陀川の2万6,000円弱ということで、各自治会でばらつきがありますけれども、2万円弱から10万円ぐらいまでの除雪費用としてお支払いをしていると。そういうのが実績であります。以上です。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 ないようですので、次に民生費、衛生費、労働費で、45ページから59ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 47ページの2目老人福祉費の8節報償費ですけれども、村の敬老会の記念品ということで、これは敬老ですから、それはそれでいいのですけれども、77歳の喜寿の方につえを贈呈しています。それで、今の77歳の人たちの意見を聞きますと、77でつえをもらってもなという声が非常にあるわけですし、何かつえにかわるものというような発想はありますかという声をいただきましたけれども、いかがでしょう。

○木村委員長 健康福祉課長。

○高田健康福祉課長 つえを記念品と渡すには、年齢がちょっと若過ぎるんじゃないかというご質問ですけれども、近年の高齢者、年齢にとられず大変若い高齢者がいるというふうに私も感じております。今回の委員からのご指摘も踏まえて、今年度は無理ですけれども、来年度からでも、その記念品についてどういうものかという形で、私どもでも検討を重ねて記念品の品物について考えたいと思いますので、よろしく願いします。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。5番坂本委員。

○坂本委員 49ページをお願いします。

3目の防犯対策費としてLEDの街灯リース料が計上されています。これはリースをしている街路灯というのはどこなのか。また、リースでないといけないのか。買い取りをしたほうが経費が安くつくのではないかと思うわけですが、もしリースでよいのならば、各地域の防犯灯もこのリースにして、役場が負担をしてあげればどうなのでしょう。これについてお伺いいたします。

○木村委員長 総務課長。

○小松総務課長 ちょっと手元に資料がなくて申しわけありませんけれども、たしかこれに関しては、今まで自治会さんたちが払っていたものの部分を、たしか10年リースにして、それで役場が全部その分を、自治会さんに支払いをしないで、役場が契約者になって10年のリースをして、役場がリース代を払っているという、たしかそういうシステムでこのLED化をしたと思っていたのですが、その分のリース料でして、たしか10年とか15年のスパンで各電柱についている防犯灯のリースをたしかこれで支払いをしている

はずです。あと、各自治会さんである部分に関しては、自治会さんのほうに助成金としてたしか幾らかはお支払いしていますけれども、それとはまた別の部分のこれはLEDのリース料なので、大半はこの今の95万円のほうに入っていると思っていましたけれども、ちょっと手元に資料がないので、はっきりしていませんけれども、たしか私はそう記憶していますので、そういう形で、買い取りするより、その時点ではリースが安かったということで、そういう契約をしたはずです。以上です。

○木村委員長 5番坂本委員。

○坂本委員 そうすれば、電気料というのはあくまでも各自治会が支払いをしていると。防犯灯だけが役場のリースで支払いしているというわけで、電気料に関してはこれに関係ないという意味でよろしいんですね。

○木村委員長 総務課長。

○小松総務課長 たしか機器が高かったのが、機器の部分でリースをして、それから電気代が3分の1とか、たしかかなり少なくなるので、その部分のお金に関しては、たしか自治会のほうに支払いをしていると思っていました。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。4番柿崎委員。

○柿崎委員 同じく49ページの15節になります。防犯灯新設工事費37万5,000円ほど計上されていますが、これは何基ぐらいで、もし地区がわかればどここの地区の新設なのか。また、その電気料、防犯灯の電気料とか、各自治会が支払っていると思いますが、この新設の申請ですが、要望したい方は自治会に要望するのか、それとも役場の何課に要望するのか。各地区の自治会の住民の方でも悩んでいる方がいるという声が聞こえているわけです。その辺を明確に説明願えますか。

○木村委員長 総務課長。

○小松総務課長 新設の工事費ですけれども、蓬田保育園の北側にある運動場というか、グラウンドですか、あそこの農免のところに、たしか3基だと思っていましたけれども、それを新設した工事の代金であります。

それと、防犯灯の新設に関しての基準、基準というか、どこが窓口かということですが、こことかに関しては、行政懇談会等の自治会長さんとかからも要請が来ている場合はこういうふうな形で、年度内に予算があれば対応してつくるという形になっていまして、もし要望があるのであれば、自治会長さん等を通していただいて役場のほうに、行政懇談会とかありますので、そういう方法もありますし、直接、どうも防犯上よ

くないというのであれば、直に役場のほうに、自治会長さんを通していただければ一番話が早いのですが、現場もわからないといけないということで、そういう形で役場のほうでは、別にいつでも要望は一応確認しますので。ただ、予算的に今すぐどうこうということにはちょっとならない可能性がありますので、少し待っていただけたら、そういう形にはなりますけれども、いずれにしろそういう機会を利用して言っていただければ、役場のほうでも対応が可能だということで、よろしくをお願いします。

○木村委員長 4番柿崎委員。

○柿崎委員 今説明の中で、その新設の要望は自治会を通してなるべく上げていただきたいというようなお話ではありましたが、実際に耳に入っているのは、自治会のほうに申し出てはいるが、一向にすくい上げてもらえないという事情があるみたいです。その辺は自治会の問題もいろいろあるのしょうけれども、では役場のほうに直接要望したいという場合は、総務課でよろしいのですか。それとも建設課でよろしいのでしょうか。

○木村委員長 総務課長。

○小松総務課長 いろいろ事情があるのはわかりました。窓口としては総務課のほうが防犯の関係をやっておりますので、総務課のほうに相談していただければ、そこら辺はその後自治会とも話もできますし、なるべく要望に応えたいと思います。以上です。

○木村委員長 4番柿崎委員。

○柿崎委員 今前向きな回答をいただきましたけれども、連合自治会の会議の中でも、もしできれば、その要望があったものを無視するわけではないのしょうけれども、なかなかすくい上げてもらえないという状況を緩和するためにも、要望があったものは単体の自治会だけでなく、その連合の自治会の中でもこういう要望がありますけれども、これは不適切な場所なのか、適当な場所なのかということをもう少し判断して、設置に向けた前向きな対応をしていただきたいと思います。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 58ページの9目ふれあいセンター費の19節の負担金補助及び交付金ですが、1,441万5,000円、これが蓬田村ふれあいセンター経営安定化助成金ということで、私ちょっと勉強不足で記憶がなくなりましたので、これは村の単費なのか、それともこのいわゆる内容的なもの、どういう形で助成されているのかというのを伺います。

○木村委員長 村長。

○久慈村長 私もちよっと時間的な感覚がなくなりましたが、たしか12月だったと思います、12月じゃなかったですかね、に、要するにふれあいセンターの管理運営における、先ほど言いました、指定管理委託料が非常に不適正に計算されているということから、それを抑える計算をして、その時点で皆様方、各議員の皆様方にも一応説明をして、その上で赤字解消と、28年度までの赤字解消という形でこの補助金を単費で上げたということであると私は理解しています。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 ないようですので、次に農林水産業費、商工費で59ページから71ページまでの質疑を行います。5番坂本委員。

○坂本委員 63ページ、お願いします。

農業振興費の工事請負費でトマト団地の増設工事費567万円あるわけです。これが監査委員から厳しく指摘されているわけです。それによりますと、トマト団地の増設工事契約を青森農協より施工できる業者はいないとの理由で随意契約としているが、青森農協はこの工事を全て下請業者に再委託をしており、随意契約の理由を覆すものであり、さらに契約書では再委託を禁止しており、契約違反となるものであるというふうに監査委員から指摘を受けているわけですが、これについての見解はどうか、説明を求めます。

○木村委員長 産業振興課長。

○佐藤産業振興課長 お答えします。

それについては、確かに農協さんのほうでものが、建設できるものと我々は判断していましたが、農協サイドのほうで、委員が言われたとおり、全く下請のほうに出してしまったのは事実です。これを踏まえて、今後はきちんと後押し、入札の条項に従って、その建設できる業者を宛てがって工事をしていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○木村委員長 5番坂本委員。

○坂本委員 このように指摘されている事項については、速やかに改善をしていただき、正規の、違法性のないようにしていただきたいと、こういうふうに思います。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 ないようですので、次に土木費、消防費で71ページから80ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。5番坂本委員。

○坂本委員 75ページの除排雪構造物破損補償費403万円についてお伺いをいたします。毎年このように除雪で補償費が計上されているわけですが、その内訳というのは今回はどのようにしているのか。説明をしていただきたいと思います。

○木村委員長 建設課長。

○木村建設課長 まず、これは主なものとして、除雪による砂利の飛散で、田んぼなどに飛散した砂利の石拾い、それがまず9件、あと側溝破損とか、ガードレールの破損、ブロック補修、道路破損、あとごみ箱の破損など22件の破損でありました。以上です。

○木村委員長 5番坂本委員。

○坂本委員 今の答弁を聞いていますと、道路とか構造物の破損が多いわけですが、個人の住宅関連の所有物、そういうものへの補償というのも含まれているわけですか。

○木村委員長 建設課長。

○木村建設課長 今回の実績から見ますと、その住宅関連の破損はございません。

○木村委員長 ほかに。1番小鹿委員。

○小鹿委員 関連ですけれども、オペレーターも毎年同じでない、新しく来るといようなことで、経験上のこともあって、そういう破損ということも起きるだろうということは想像はつきますけれども、毎回といいますか、金額が少なくなるよう、補償費が少なくなるよという話をしてきたのですけれども、少なくなっていないと。ある意味多くなっているような、そういう感じがしますので、そういう意識はないと思いますけれども、村で払う金なのでというような意識を持ってもらえば困るわけですから、やはり皆さん、事前の講習もしっかりやっているとと思いますけれども、できるだけこういう、ある意味無駄なお金なわけですから、少なくなるようにお願いします。以上です。

○木村委員長 答弁は。(「要りません」の声あり)ほかに質問ありませんか。5番坂本委員。

○坂本委員 77ページ、消防費、団員の報酬185万6,000円あります。団員の報酬は引き上げたほうがよいというふうに私は前から言っているわけですが、団員の士気にも影響します。ぜひ近隣町村とも比較すると安いというふうに思っています。たしか団員1人年間1万円だと思えるわけですが、これは上がっているのでしょうか。また、引き上げのこと

とかは考えているのか。それについて答弁をお願いします。

○木村委員長 総務課長。

○小松総務課長 ちょっと金額、おのおの金額ありますけれども、ちょっと手持ちで今持っていないので、何とも言えませんけれども、ここ何年かはたしか上がってはいません。あと、やはり一応、これは隣接町村の金額等も参考にしながら、適正な金額であればいいのですけれども、そこら辺は調査してからの検討ということにはなると思いますが、今すぐどうこうということはまだ考えておりません。以上です。

○木村委員長 5番坂本委員。

○坂本委員 隣の外ヶ浜町はかなり高いというふうに私は認識しています。また、青森市も蓬田村と比較してもかなり高い報酬を得ているわけで、蓬田村だけが挟まれて谷のような低い報酬でいる必要はないと思います。別に多く引き上げたから団員がふえるとか、そういう問題にはならないわけですが、やはり幾らかでも上げてあげるということは、団員の士気にもかかわる問題ですので、ぜひ団員が喜ぶような、そういう施策をすることも必要ではないかと思えます。どうでしょうか、村長。

○木村委員長 村長。

○久慈村長 この報酬につきましては、3年前だったと私は記憶していますが、各市町村の報酬を並べまして比較して決めた、今の報酬を決めたという経緯があります。低いのではないかということでもいろいろとご指摘をいただいていますので、団員の皆さんとも話をしたら、団員の皆さんは、それによって人が入ることではないだろうと。一番私たちがしてほしいのは、いわゆるその出動手当、これについてはやはり見直ししてほしいというお話が大勢であります。でも、やはりその報酬そのものも一番小さな村だから一番低くていいという考え方はありませんので、来年の報酬の改定に向けて、もう一度中で検討をさせていただきたいと、私自身はそう思っています。

今ここで、9月の決算議会の中でやりますということは言えませんので、できれば来年の当初予算でそれを反映させられればと。くどくなりましたが、報酬と出動手当については見直ししたいという意向を持っています。以上です。

○木村委員長 ほかに質問。5番坂本委員。

○坂本委員 ここ消防費、77ページは消防費ですので、この消防費に関連してちょっと伺いたします。実は、長科の旧公民館と長科の三浦商店の北側の道路、ここは消防通路になっているはずで、そこを真っすぐ海岸に行くと、消防自動車が通路として使える

ように車路になっているわけです。この国道からここの道路が、実は半分しか舗装されていないで、半分が砂利道になっているわけです。もう何年も前からそういうふうになって、私はなぜこういうふうにいびつな道路になっているのかわからなかったわけですが、きょう聞いてみたら、実は水道工事をしたときに、その水道工事のところだけを舗装して、残りの半分は、青森側半分はそのまま砂利道になっているわけです。近隣の住民から言わせると、半分舗装で半分砂利なので段差もあるわけです。冬の除雪をする上にも障害があるし、また雨が降ると側溝に砂利が流れてくるということで、ぜひここを全面舗装していただけないのか、ここをちょっと質問しますが、お願いします。

○木村委員長 村長。

○久慈村長 私はそこについては全然把握していませんでした。水道で舗装して残りの部分はやらなかったということについても把握していませんでした。そこについては、やはり道路でございますので、境界でありますとか、所有者関係でありますとか、そういったことをきちんと調べた上で対処したいと。ただ、その消防通路だけの問題なのか、あるいはその裏に行く海岸の道路のための利用の問題なのか、その辺もちょっと調査してからでないとお答えできないというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○木村委員長 5番坂本委員。

○坂本委員 ここは村道なのかどうかは、私はわかりません。裏の控室の地図を見ても、村道の印がなかったので、私道ではないと思うわけですが、ぜひ、私道であればまた水道関係の工事で舗装するわけがないと思うわけですよ。ですから、道路としては欠陥で危険だと。5センチも段差があるので、自転車等での通行でもけがをするおそれもあるし、先ほども言ったように、除雪ドーザーで除雪する際にも、段差があると危険であるので、ぜひ現場を見て対応していただきたいと思います。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 ないようですので、次に教育費で80ページから97ページまでの質疑を行います。5番坂本委員。

○坂本委員 83ページの小学校管理費に関連してお伺いいたします。きのう聞いたのですが、小学校のランドセルの問題、前回取り上げましたけれども、昨日の報道で文科省が各教育委員会へ、ランドセルが重い問題で取り上げておりまして、各学校でアイデアを出しながら、子供たちに負担にならないよう対応を求めることにしているというふうな

記事が載っていました。これについて教育委員会ではどのような対応を検討するのか、お伺いをいたします。

○木村委員長 教育長。

○吉崎教育長 申しわけありません、私自身、それをまだ把握しておりませんでした。もう一度把握しながら考えていきたいと思っております。見ていませんでした。

○木村委員長 教育課長。

○三上教育課長 このことについて6月の議会だったかに、一般質問で何かあったような、ランドセルの件。その際には、蓬田小学校では、そういう児童の負担にならないように、学校に教材を置いてランドセルの軽減を図っているということを学校から確認しておりましたので、蓬田の小学校については、このことについては特に影響していないと思っております。

○木村委員長 5番坂本委員。

○坂本委員 いや、私もきのう来て議員の皆さんから聞いた話で、きのううちへ帰って東奥日報を見ましたら、きちっとランドセルの件で文科省からの通達の件が載っておりました。また、テレビでも何か放送がされていたという話ですが、教育長がその記事を見ていないのであれば、ぜひ見ていただきたいと思います。そして、すぐに文科省から何らかの形で通達が来ると思います。その辺、これは全国的にも問題になっているということで、私は前回も取り上げましたけれども、子供の成長に影響を与えるような、そういう重い負担を与えないように、ぜひ検討していただきたいと思います。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。5番坂本委員。

○坂本委員 85ページ、パーソナルコンピューターの件でお伺いします。国が2年後ですかね、何か小学校でもコンピューターのプログラミングですか、の必修科目とするという話があるわけですが、その指導に当たる先生の確保というのがもう今から求められると思いますが、それについて教育委員会では対策はどのようにするのか、お伺いをいたします。

○木村委員長 教育課長。

○三上教育課長 実質まだそこまで学校のほうと協議するとか、そういうのはまだ取り組んでおりません。

○木村委員長 5番坂本委員。

○坂本委員 来年、再来年の話で、すぐですよ。こういう何か専門の先生というか、詳

しい先生がみんな知っていればいいのですけれども、今から対応していないと、またそういう先生に、そういう指導とかしていけないと間に合わないのではないかと思うわけですが、その辺については再度、どのように考えているのか。切羽詰まっているわけですよ。その点についてのほほんとしてはいられないと思いますので、もう一度明確な答弁をお願いします。

○木村委員長 教育課長。

○三上教育課長 県のほうでもそういうことで推進しているということなのですが、現状、蓬田村では、学校のほうとのそういうコンピューターの利用状況とか、そういう機器は入れながら、学校でもそういう推進できるように協力はしておりますが、そこまでのことについては、まだ準備とかそういう対応を考えておりません。ということで、申しわけありません。

○木村委員長 教育長。

○吉崎教育長 つけ足しで。昨年度、一応これは20年度からプログラミング教育も必修になるということで、ある会社の方が私のほうに見えまして、ということで、一応話は伺っているながら適当に、専門家ですので、これからやっていく上ではやはり小学校あたりに専門家を一応呼びながら、先生方にも指導していかなきゃいけないと考えております。今後の課題です。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 ないようですので、次に97ページ災害復旧費から98ページ予備費までの質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。5番坂本委員。

○坂本委員 まず、この決算書には反対します。

久慈村政になってからも、税政でも滞納額が相変わらず多く、村民の貧困化が進んでいるわけです。一般会計では国保税の負担を少なくするために繰入金を増額を求めています。赤字分を補填しているだけで、弱者への配慮に欠けているわけです。村の積立金は過去最高額になっていると思います。

先般配付になった監査委員からの例月出納検査結果報告書では、財政調整基金の一般

会計分が12億2,300万円、減債基金1億500万円、公共用施設整備基金7億5,350万円、これらを合わせても20億8,150万円にもなるわけです。これらが全て自由に使えるお金ではないわけですが、これだけの基金を積み立てていながら、村民の負担を軽減するための予算に回さないということが、住民本位の政治になっていないということではないでしょうか。ためるだけためて何に使うかと聞けば、将来の財政が困窮したときに備えると答えるだけでしょう。そのときはそのときなわけです。今ある不幸をなくすことが政治に求められることではないでしょうか。

アシストの赤字には湯水のごとく補助金を埋めていく姿勢は完全に間違っています。このままどんどんアシストへの赤字補填を認めることはできません。だらだら援助を続けていけば取り返しがつかないわけです。そのあたりが久慈村政の優柔不断なところではないでしょうか。アシストへの過剰な投資を続けている、この決算に反対します。

以上で反対討論を終わります。

○木村委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第29号平成29年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5人)

○木村委員長 起立多数です。よって、議案第29号平成29年度蓬田村一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 質問がないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第30号平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○木村委員長 起立全員です。よって、議案第30号平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。5番坂本委員。

○坂本委員 ことしから国保制度が変わり、県の移管になったわけですが、保険証には青森県というふうに書かれているようになりましたが、そのほかの違いというのはどのようになっているのか、よくわからないので説明してほしいわけです。これは決算ですので、場違いな質問で村長にまた怒られそうですが、その辺ちょっとわからないので、説明をお願いしたいと思います。

○木村委員長 住民課長。

○大川住民課長 決算とは違いますけれども、平成30年度、今年度から国民健康保険事業が県に移管、これは県は財政運営の責任主体を担うと。市町村はあくまでも資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収で、保険事業等をこれまでどおり行っていくということになっております。それで、蓬田村から県のほうへ納付金を納めるということになっております。

○木村委員長 5番坂本委員。

○坂本委員 予算を見ても、県に移管になってもほとんど気がつかないような状態ですので、本来であれば、外観からいけば、今までどおりと同じようなシステムだということではいいのでしょうか。

○木村委員長 住民課長。

○大川住民課長 あくまでも県に納付金を納めると。平成30年度の納付金が1億2,794万4,095円という額、もうこれは決められていましたので、これをまず今までは村に入ってきたものですが、これを県のほうに納めるというふうに変更になったところがあります。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第31号平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5人)

○木村委員長 起立多数です。よって、議案第31号平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。5番坂本委員。

○坂本委員 128ページに、滞納繰越金が508万円というふうになっているわけです。件数は減ってきているわけですが、金額が昨年よりふえています。これもまた監査委員の指摘なのですが、監査委員からは、水道条例に基づく給水停止処分により滞納解消に努めるように求められていますが、これについて見解はどのようなのか、お伺いをしたいと思います。

○木村委員長 建設課長。

○木村建設課長 滞納については、件数的には38件ということですが、まず昨年度も滞納については督促をしながら、また個別徴収をしながらやってきたわけですが、我々もちょっと担当も初めてで、私も変わったばかりなので、ちょっと状況の把握をするのに今時間がかかって、本年度から納税相談の強化や個別訪問の強化をしていきたいと考えております。

それで、給水停止というところでございますが、段階的に督促して、いろいろな停止予告とかはあるのですが、そこまでにまず生活もあることですから、まず停止までやらないように、こちらとしても必ず納税相談や訪問してその方たちとよく話をして、分納でも何でも、少しでも解消いただけるようにして、停止は本当にやりたくはないと考えておりますので、これからも徴収の強化を図っていきたいと考えております。以上です。

○木村委員長 5番坂本委員。

○坂本委員 課長が答弁したように、水道停止というのは死活問題にもなりますから、慎重にならざるを得ないわけです。どうしても払えない人のためには、生活保護とかそういう指導とか、そういうものも考えられるわけですが、そこまでいかなくてもよい状態

なのか。このまま放っておくと、また払っている人もまた不満が出てくるので、どうしても払えないのであれば、そういうふうに住生活保護申請をして解消する、そういうことも考えられると思いますが、その辺についてはどのようにになっているのか、答弁をお願いします。

○木村委員長 建設課長。

○木村建設課長 実際まだ納付相談といっても、まだ昨年の状況であれば数件にとどまって、そこまでの話に至ってございません。今年度はもう、さらに強化して、まず払えない、特に払えない方を対象に今納付相談をやって、来ていただいて、来られない場合はこちらが伺って、まず行き合うというところで、そしてその人の状況を聞きながら、例えば地区にも水道があるわけですから、そちらのほうにも移れないのか、またそういうのも話をしながら、その人の状況をまず把握してやっていきたいと思います。以上です。

○木村委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第32号平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○木村委員長 起立全員です。よって、議案第32号平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号平成29年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 質問がないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第33号平成29年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5人)

○木村委員長 起立多数です。よって、議案第33号平成29年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 質問がないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第34号平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○木村委員長 起立全員です。よって、議案第34号平成29年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 質問がないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 討論ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第35号平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5人)

○木村委員長 起立多数です。よって、議案第35号平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本決算特別委員会に付託された議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前10時51分 閉会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

決算特別委員長